

公 募 公 告

滋賀医科大学（以下「本学」という。）では、患者をはじめとした病院利用者へのサービス向上及び、大学関係者の福利厚生の実現を図ることを目的として、本学が所有する土地に新たな建物を整備し、コンビニエンスストア等のアメニティ施設を設置することを計画しています。

また、アメニティ施設は民間事業者（以下「事業者」という。）の資金と経営能力等によって整備し、維持管理及び運営を委ねることで、良好な保全状態を維持し、長期的な観点で維持管理経費の節減を行うことも目的としております。

つきましては、上記の目的を達成するために当該建物の整備、維持管理及び運営を行う事業者を公募します。

平成28年5月11日

国立大学法人滋賀医科大学

学 長 塩 田 浩 平

1. 事業概要等

(1) 事業名

滋賀医科大学医学部附属病院アメニティ施設整備・運営事業

(2) 事業内容

事業者は、本学が指定する土地を借り受け（事業用定期借地権設定契約）、本学と協議の上、事業に必要な建物整備等を行い、建物の維持管理・運営に係る業務を実施する。

(3) 事業場所の概要

外来患者用駐車場付近に現在設置されている車庫を含むその周辺敷地約 2,000 m²

(4) 事業期間

事業期間は原則30年以内とし、事業者の企画提案によるものとする。ただし、30年を超える事業期間の企画提案を妨げるものではなく、30年を超えてもなお本学にとって優れた提案であると判断した場合は、この限りでない。

2. 参加資格

本件公募への応募者は、単独企業（以下「参加企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）とし、参加企業又は参加グループの構成員のいずれも、次の要件を全て満たしていることとします。

- ① 国立大学法人滋賀医科大学契約事務取扱規則第4条及び5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のため

に必要な同意を得ている者を除く。

- ② 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- ③ 参加資格確認申請書等の提出期限から事業者を決定するまでの期間に文部科学省又は本学から指名停止を受けていない者であること。
- ④ 以下に該当する者でないこと。
 - ・ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者。
 - ・ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ・ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
 - ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - ・ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- ⑤ 国の競争参加資格（全省庁統一資格）を有すること。

3. 本件担当部署及び各種手続き

(1) 担当部署

〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町
国立大学法人滋賀医科大学施設課施設企画係
電話番号 077-548-2052
FAX 077-548-2047
メールアドレス hqsisetu@belle.shiga-med.ac.jp

(2) 公募要領等の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 平成28年5月11日（水）から平成28年5月31日（火）
土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時
- ② 交付場所 上記（1）に同じ
- ③ 交付方法 電子媒体により交付しますので、記憶媒体（USBメモリ等）を持
参願います。

(3) 参加資格確認申請書等の提出期限及び提出場所等

- ① 提出期限 平成28年5月31日（火）17時まで
- ② 提出場所 上記（1）に同じ
- ③ 提出書類 ・ 参加資格確認申請書（様式1）

- ・事務連絡担当者等届（様式2）
- ・会社概要
- ・国の競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書（写し）

④提出方法 持参に限る

4. 選定方法等

(1) 選定方法

事業者選定委員会において、提出された書類及び企画提案者によるプレゼンテーションを審査し、各委員の評価点を合計して最も高い得点の者を優先交渉権者として選定する。なお、プレゼンテーションの開催日時等の詳細については企画提案書等提出以降、書面により各企画提案者に通知する。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

平成28年7月15日（金）までにすべての提案者に選定結果を通知する。

5. その他

- ・契約書等作成の要否 要

優先交渉権者と「基本合意」、事業者決定後に「業務委託契約」及び「事業用定期借地権設定契約」を締結します。

- ・その他詳細については、上記3.(2)にて配布する以下の書類による。

- ① 公募要領
- ② 業務説明書
- ③ 審査基準等
- ④ 基本合意書（案）
- ⑤ 業務委託契約書（案）
- ⑥ 事業用定期借地権設定契約書（案）